2018年8月

「SDGs・パリ協定」時代における中小企業の

環境経営マネジメントシステム

（KESステップ2SRについて）

ＮＰＯ法人ＫＥＳ環境機構　津村昭夫

○　はじめに

“持続可能な発展” と国際的取り組み

人類は、誕生以来「豊かさ」を求め続けてきた。特に１８世紀半ばの“産業革命”以降自然からのエネルギーや資源を大量に使用し、経済はグローバル化し、その結果として“地球や自然環境を破壊”（以下「地球環境問題」と言う。）してきた。

人類がようやくこの地球の異変に気付いたのは 1900 年代後半で、このため ***“持続可能な発展”*** をテーマに国際的な取組が行われてきた。

・***“持続可能な発展”*** への取組み概要

国連人間環境会議（1972 年＝ストックホルム）

環境ブルントラント報告(1987 年)：***“持続可能な発展”***

（環境と開発に関する世界委員会「私たちの共通の未来」）

地球サミット(1992 年＝リオデジャネイロ)

① 気候変動枠組条約：

＜COP3＞***「京都議定書」***（1997 年 12 月採択⇒2005 年２月発効）

② 生物多様性条約：

＜COP10＞***「名古屋議定書」***(2010 年 10 月採択⇒2014 年 10 月発効)

「SDGs」「パリ協定」

① 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ：

「SDGｓ」（2015 年９月採択⇒2016 年１月発効）

② 気候変動枠組条約：

＜COP21＞***「パリ協定」***（2015 年 12 月採択⇒2016 年 11 月発効）

・***“持続可能な発展”*** と CSR（企業の社会的責任）

地球サミット(1992 年)において、気候変動枠組条約や生物多様性条約が合意され取組みが進められて約 20 年を経た後も地球温暖化に起因する異常気象の発生や、急速に失われていく生物多様性問題等、地球環境問題はさらに悪化し続けている。

そこで 2015 年に、まさに ***“持続可能な発展”*** に向けて解決しなければならない喫緊の社会的課題として ***「SDGｓ」「パリ協定」*** が採択（翌年に発効）された。

とりわけ、その活動を通して人類の社会・経済・文化の発展に貢献してきた企業は、その活動から生み出される製品やサービスが社会や環境に大きな影響を与えていることを自覚し、社会に与えるポジティブ・インパクトは最大化し、ネガティブ・インパクトは予防・緩和し最小化することへの責任が問われている。

即ち、企業はそのものを存続し成長させると同時に、その活動や製品・サービスが社会的課題を解決するために果たしていく“社会的責任”が求められている。

1.「京都議定書・名古屋議定書」と“持続可能な発展”

1.1 「京都議定書・名古屋議定書」と環境マネジメントシステム

1.1.1 ISO14001（環境マネジメントシステム）

地球環境問題の提起を受けて、産業界では BCSD（持続可能な発展のための経済人会議）より ISO に対し***“持続可能な発展*への貢献”**のためのツール策定が要請され、1996 年９月１日、国際規格「ISO14001」（環境マネジメントシステム）が発行された。

ISO14001 は、「汚染の予防と法令順守」を基本コンセプトとして、システムの改善に重点が置かれたもので、発行と同時に世界的な取り組みに発展し、日本国内でも認証取得組織は 2.3 万件に上り、組織の活動における環境マネジメントシステムのツールとして広く普及している。

なお、ISO14001 は状況の変化に対応し、次の通り２回の改正が行われた。

① 2004 年 12 年 27 日：ISO9001（品質マネジメントシステム）との整合化、及び要求事項の明確化のため第２版が発行された。

② 2015 年９月 15 日：気候変動や資源枯渇などグローバルな環境問題の深刻化に伴い経営戦略的観点（リスクと機会の決定と対応、環境パフォーマンスの改善へのシフト、ISO26000 との整合＝環境保護＜生物多様性などへの対応拡大＞等）からの重要性、さらに他の ISO マネジメントシステム規格（MSS）との整合化のため第３版として改正された。

1.1.2 KES 環境マネジメントシステム

主に中小企業における***“持続可能な発展への貢献”***のためのツールとして、2001 年４月１日、“京のアジェンダ 21 フォーラム・KES 認証事業部”から発行された。

KES は、ISO14001 に比較しシンプルで廉価なコストでマネジメントシステムに取組むことが可能で、システムの改善だけでなくパフォーマンスにも重点を置いた規格として、2018 年８月現在で審査登録組織数は延べ約５千件となっている。

なお、審査登録組織が 1,000 件を超えたことや、受審組織からの信頼性向上のため審査機関の公益性を担保することなどから、2007 年４月２日、ＮＰＯ法人格を取得した。（“特定非営利活動法人ＫＥＳ環境機構”）

［備考］ 「名古屋議定書」とＫＥＳ

ISO14001（2015 年版）改正を先取りし、KES では 2014 年に“生物多様性”について、中小企業でも実施可能なモデルケースとして「KES エコロジカルネットワーク」の取組みをスタートした。

具体的には、「京都市生物多様性プラン」と協働し、京都のＫＥＳ取組み事業者のネットワークを活かし、京都の祭りや文化を支えてきた生きものの保全・再生活動（希少植物＜絶滅危惧種等＞の生息域外保全活動）で、2014 年パイロット事業時の参加事業所数は１８であったが、2018 年度には 247 事業所の参加を得て、まさに＜希少植物の保全などの活動＞が“点から面へ”広がり、都市部に鳥や昆虫の飛来を回復させることができ、識者から高い評価を得た。

1.2 「京都議定書・名古屋議定書」とCSR（企業の社会的責任）

1.2.1 ISO26000（社会的責任に関する手引）

(1) ISO26000 発行の経緯

国連の COP（気候変動枠組条約締約国会議）では、ポスト**「京都議定書」**をめぐって先進国と途上国の利害対立が続き、途上国からの「共通だが差異ある責任」の主張が国際合意のネックとなっていた。

このため ISO では 2001 年頃から「社会的責任」の国際標準化に関する検討が開始され、多くの国々を代表するステークホルダーの努力によって「差異はあっても共通の責任」の認識の下、世界中のあらゆる組織が未来に向けた責任を果たし***"持続可能な発展への貢献を最大化する"***を基本コンセプトとする ISO26000（社会的責任に関する手引＝2010 年 11 月1日）が発行された。

もともと、CSR（企業の社会的責任）については、その歴史は古く、国内外において活用される地域性、また時代の状況等を反映しさまざまな文脈で解釈され、概念定義や共通言語の確立ができていなかったが、社会的責任に関する世界の共通言語として ISO が発行したガイダンス文書（手引書）が「ISO26000」である。

したがって、**"持続可能な発展"**のためにはさまざまなステークホルダーの協働が重要であり、その本来の性格は企業だけでなくすべての組織のためのガイダンスという考え方で作成されている。

(2) ISO26000 の概要

ISO26000 は「7つの中核主題、36 の課題、約 230 の関連する行動及び期待」で構成されており（表1参照）、従来の"単なる社会貢献"という「守りの CSR」から、本業で戦略的に取組み、企業の持続可能性につなげる「攻めの CSR」と言われている。

ISO26000 の、KES に関連する主要ポイントを抜粋し下記に示す。

[KES に関連する、ISO26000 規格の主要ポイント（抜粋）]

① 「1．適用範囲」

この国際規格は、その規模又は所在地に関係なく、あらゆる種類の組織に対して、次の事項に関する手引を示す。

・・・・略・・・

この国際規格は、組織の**持続可能な発展への貢献**を助けることを意図している。

・・・・略・・・

この国際規格は、マネジメントシステム規格ではない。この国際規格は、認証目的、又は規制若しくは契約のために使用することを意図したものではなく、それらに適切なものでもない。・・・・略・・・

② 「ボックス3－ISO26000 と中小規模の組織（SMO）」

・・・略・・・

SMO への社会的責任の統合は、実用的、単純かつ費用効果の高い行動で行うことができ、複雑だったり、費用のかかるものである必要はない。・・・略・・・。

SMO は一般に、組織のマネジメントにおいて、より柔軟性があり、地元のコミュニティと密接なつながりがあることが多く、通常、経営層はその組織の活動に対して、より直接的な影響力をもっている。

・・・略・・・

―七つの中核主題のすべてを確認し、関係する課題を特定するときに、中核主題の全てがあらゆる組織と関連性をもつが、必ずしも全ての課題があらゆる組織に関連性があるわけではないであろうことを認識しつつ、その組織自身の背景、状況、資源及びステークホルダーの利害を考慮に入れるべきであることに注意する。

―持続可能な発展にとって最大の重要性をもつ課題及び影響に最初に焦点を合わせる。SMO は、残りの課題及び影響についても、時宜を得た取組みの計画を立てるべきである。

・・・略・・・

③　ISO26000 における“社会的責任の定義”

組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任

－健康及び社会の繁栄を含む持続可能な発展に貢献する

－ステークホルダーの期待に配慮する

―関連法令を遵守し、国際行動規範と整合している

－その組織全体に統合され、その組織の関係の中で実践される

注１：活動には、製品、サービス及びプロセスを含む

注２：関係とは、組織の影響力の範囲内の活動を指す

出典：「ISO26000：社会的責任に関する手引」（2010 年）

（アンダーラインは筆者）

1.2.2　KES ステップ2SR（ISO26000 の要素を導入した KES 規格）

⑴　KES ステップ2SR 発行の経緯

KES 設立１０周年を迎えた 2011 年、同年3月 11 日に東日本大震災とこの震災に関連して発生した東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故は、自然が私たち人類の暮らし方の根本に反省を迫り、改めて「豊かさとは」「幸福とは」について考え直す機会を提供されたものと考えるべきではないか。**“持続可能な発展”**が提唱されそれに向かって多くの人々が取り組んできたはずが、現実の社会は“持続不可能な状況”をますます拡大させていることを認識し、「モノの豊かさ」から「こころの豊かさ」、「モノの量」から「暮らしの質」へと新しい価値観を創造するパラダイムシフトの機会と捉え、改めて***“持続可能な発展への貢献を最大化”***に向けた企業の取組みツールとして、既存のKESステップ2にISO26000の要素を導入したマネジメントシステム「KES ステップ 2SR」（2012 年 10 月）の新規格を策定することとした。

⑵　KES ステップ2SR の概要

ISO26000 の「1．適用範囲」には「この国際規格は、マネジメントシステム規格ではない。この国際規格は、認証目的、又は規制若しくは契約のために使用することを意図したものではなく、それらに適切なものでもない。（以下略）」と記されている。

しかし、KES ステップ2SR では CSR の取組みを有効に具体化するために、下記文献を参考にし、敢えて「既存の PDCA サイクルに社会的責任を組み込んでいく」ことで PDCA サイクルによる“マネンジメントシステム”とし、さらには「ステークホルダーの信頼獲得に役立つ」ことで“審査登録”制度を導入することとした。

（KES では、KES ステップ1及び2は KES 規格への適合性と有効性を審査し、登録する行為を「審査登録」（ISO14001 の場合は「認証」）と定義しているが、KES ステップ2SR においては適合性・有効性の審査・登録とともに「取組みの成果を証明する」行為も含まれている。）

なお、KES ステップ2SR 発行当時は、CSR の取組みが大手企業主体であったこと、さらに ISO26000 規格発行直後であったことなどから、特に中小企業への普及・促進は段階的に推進することが望ましいと判断し、ISO26000 のメイン要素のうち、7つの中核主題の取り組みについては、「“4．環境”は必須とし、他の6つの中核主題はその組織の実情に従い、**“持続可能な発展”**にとって優先度の高い中核主題に焦点を合わせて任意の中核主題を選択可能」とした。

【参考文献】

この規格自体がマネジメントシステムではなく認証規格でもないからといって、社会的責任分野での PDCA サイクルや認証の有効性を一切否定しているものでないことに注意する必要がる。

まず、組織が新たに社会的責任のための別の PDCA サイクルを立ち上げるのではなく、組織がもっているそれぞれの既存の PDCA サイクルに、社会や環境への配慮など社会的責任を組み込んでいくことを推奨しているということである。PDCA のマネジメントサイクルは組織運営の基本である。このことは ISO26000 でも前提に置いている。

また認証についても、個別の分野においては、必要に応じて認証を取得することも有用であるとしている。どの分野で何の認証が必要かつ有用かは、組織がステークホルダーの意見も聞きながら主体的に判断すべきことである。・・・中略・・・。認証は正しく活用すれば経営の品質を高めステークホルダーの信頼を獲得する上で、役に立つ。

（以下、略）

出典：関正雄著「ISO26000 を読む」（日科技連、2011 年）

（アンダーラインは筆者）

2.「SDGs・パリ協定」と“持続可能な発展”

2015 年国連において、「SDGs」（持続可能な開発目標）、「パリ協定」が採択され、**“持続可能な発展”**実現のために、人類は新たな文明社会をめざし、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していくことが求められ、そのために「環境・経済・社会」の統合的向上を具体化していくことが国際的な潮流となった。

2.1 「SDGs・パリ協定」の概要と企業の役割

2.1.1 SDGs

⑴ 概要

2015 年9月、国連総会で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その採択文書には先進国と途上国が共同で取り組むべき国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）」が掲げられた。（2016 年1月発効）

SDGs は、リオ＋20 で提唱された「環境・経済・社会の3側面統合」とミレニアム開発目標（MDGs）の流れを受けた持続可能な開発に関する 2030 年の世界目標である。

「SDGs」の概要は、下記の通りである。

① 2030 年の世界目標。

② 17 ゴール、169 ターゲットから構成。

③「誰一人取り残さない」を基本方針。

⑵ 企業の役割

SDGs は、既に発行されている CSR ガイドラインである ISO26000（社会的責任に関する手引）の目標が全世界で合意されたもので、企業活動に対して課題解決のための創造性とイノベーションを発揮することを求めている。従って SDGs は、これまでの CSR 活動を棚卸しして、事業と一体化した CSR 戦略を構築する機会と捉え、本業とつながる活動目標を新たに作っていくことが重要で、今後経営方針・経営戦略に組み込むことが必要と言われている。

なお、「SDGs」の“企業行動指針”として「SDG Compass」が発表されている。

[備考] 「SDG Compass」:

WBCSD、国連グローバル・コンパクト、GRI の3団体により共同で開発された、企業における SDGs の取り組み方を示す手引書で、企業が CSR に取組むうえで重要な考え方を示している。

主なポイントを抜粋し、下記に示す。

① 取組みのステップ

企業が SDGs に最大限貢献できるよう5つのステップを提示しており、マネジメントシステムに順じた取り組み方が有効と考えられる。

- ステップ1：SDGs を理解する。
- ステップ2：優先課題を決定する。
- ステップ3：目標を設定する。
- ステップ4：経営へ統合する。
- ステップ5：報告とコミュニケーションを行う。

② 目標設定の考え方

ⅰ 目標設定アプローチの採用

＊インサイド・アウト・アプローチ

目標設定に対し、内部中心的なアプローチを取る今日的な在り方では、世界的な課題に十分対処することができない。

＊アウトサイド・イン・アプローチ

世界的な視点から、何が必要かについて外部から検討し、それに基づいて目標を設定することにより、企業は現状の達成度と求められる達成度のギャップを埋めていく。

ⅱ バリューチェーンをマッピングし、影響領域を特定する

影響の評価と優先課題を決定するための出発点として、供給拠点、調達物流から生産・事業を経て製品の販売・使用・廃棄に至るバリューチェーン全体を考慮し、「正の影響の強化」「負の影響の最小化」の両方の視点から、影響の大きい領域を特定する。

この場合、最大の効果が期待できる領域を高いレベルで俯瞰するもので、以下に該当する領域を特定する。

＊一つ以上の SDGs の実施に現在貢献しているか、貢献する可能性のある各企業の中核的能力（コア・コンピテンシー）、技術及び製品構成。

＊バリューチェーン全体に直接または間接に関わり、一つ以上の SDGs の目標に、現在負の影響を与えているか与える可能性のある各企業の活動。

（詳細は、www.sdgcompass.org を参照。）

2.1.2 パリ協定

⑴ 概要

2015 月 12 月、パリで開催された国連気候変動枠組条約第２１回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択（2016 年 11 月発効）された。

「パリ協定」の概要は、下記の通りである。

① 産業革命からの気温上昇を 2.0℃未満に抑制、1.5℃未満に収まるよう努力する。

② この目的達成に向け、今世紀後半には実質的なＣＯ2 等排出量をゼロとすることを目指す。

③ 温暖化への適応に向けた対策について、世界全体の目標を新たに設定する。

⑵ 企業の役割

「パリ協定」については、今世紀後半の世界は“低炭素”を超え“脱炭素”で**“持続可能な社会”**の実現を目指すもので、この超変革は当然事業活動におけるビジネスモデルへ向けたイノベーションが求められる。

既にスタートしている世界的取組みの代表事例を示す。

① 温室効果ガス排出量削減への規制強化

「パリ協定」は「炭素を出さない新たな経済社会システムの実現を定めた条約」と言える。企業は、事業活動や製品で温室効果ガス排出ゼロに向けたイノベーションが求められる。例えば EU や中国などの主要市場で、政府がガソリン車への規制を強めており、世界の自動車メーカー各社が、従来のガソリン車から、電気自動車（EV）へのシフトを加速している。

ガソリンが主な燃料のエンジン（内燃機関）を動力源とする車の開発・生産は、約３万個に上る部品を緻密にすり合わせる高度な技術力が必要とされる。
しかしモーターが動力源のＥＶは必要な部品が２万個を切るなど、ガソリン車に比べ製造がはるかに容易になる。このため日本をはじめ世界の自動車大手は系列の部品メーカーとともに開発から生産・販売までを一貫して手掛ける「垂直統合型」のビジネスモデルから「水平分業モデル」へ移行する。日本の経済を牽引してきた自動車業界は、その就業人口は国内全労働者の８％を占めてきたがこの産業構造の変化により、国内の経済や雇用にも大きな影響を及ぼすことになる。

② ESG 投資

企業の価値創造、中長期の投資促進のために、環境（Ｅ）・社会（Ｓ）・企業統治（ガバナンス：Ｇ）を重視する動きが加速している。
具体的には、炭素関連ビジネスを「座礁産業」と位置づけ関連投資を引き揚げ、脱炭素ビジネスへの技術と資金の投入で経済発展を目指すものである。
既に世界の有力投資家による多額の ESG 投資が実施されており、リターンだけでなく「有益な影響力」を追求するもので、投資を通じた社会貢献、**“持続可能な社会”**の実現を目指すものである。
国内においても、2015 年には世界最大の公的年金基金を運用する GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が PRI（責任投資原則）に署名し、世界的なニュースになった。
このような流れは、**“持続可能な発展”**を経営戦略に組み込み、財務・非財務報告を一本化した「統合報告」に取組む企業が急増している。

③ 適応策

近年、世界各地に洪水、干ばつ、竜巻、熱波と異常気象による自然災害が多発している。国内においても、とくに 2018 年の夏は異常高温が続き熱中症被災者数は記録を更新し、また海水温の上昇による多くの大型台風が日本列島を縦断し、豪雨による土砂災害が多くの犠牲者を生じさせた。
もはやこの異常気象は一過性の現象ではなく、今後はますますその破壊力を強めるものと予測され、社会や人々の生活に時には深刻で決定的なダメージを与える。
したがって、これまで人々の関心は温暖化を抑制する「緩和」策に重点を置いていたが、今後は温暖化の影響に適切に対処する「適応」策も早急に求められるようになり、両者をバランスよく進めることが必要となる。
この「適応」策は、地域ごとに生じる影響と必要な対策が異なること、さらには適応の課題は洪水対策など防災面だけでなく、農業、水、健康や医療など幅広い分野に関連するため、日本企業の技術の強みを活かしてこれらの社会的課題を解決しながら国内外でビジネスチャンスの拡大につながることが期待される。
なお、日本でも 2018 年６月に「気候変動適応法」が公布され、今後は地方公共団体による「地域気候変動適応計画」の策定が進み、企業を含む多くの主体を巻き込んだアクションの広がりが望まれる。

2.2 「SDGs・パリ協定」と具体的な取組み

2.2.1 環境省

環境省は、2018 年4月「第五次環境基本計画」（約6年ごとの見直し）を閣議決定し、環境政策の展開方向について「SDGs」「パリ協定」の発効を踏まえて「環境・経済・社会」の統合的向上が重要であるとし、我が国が抱える具体的課題を提起した。その主なものは、下記の通りである。

(1) 環境の課題

〇温室効果ガスの大幅排出削減
〇資源の有効利用
〇森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害
〇生物多様性の保全

(2) 経済の課題

〇地域経済の疲弊
〇新興国との国際競争
〇AI、IoT 等の技術革新への対応

(3) 社会の課題

〇少子高齢化・人口減少
〇働き方改革
〇大規模災害への備え

2.2.2 地方公共団体

地方公共団体による取組みは、その経済規模の大きさを考慮すると、地域の持続可能性に大きな影響力を及ぼす政策手段と捉えることができる。

したがって、地域社会の持続可能性を高めることと「地方創生」のための有効な手段として、「SDGs」を活用し環境配慮や、労働・人権・福祉などの社会的側面に配慮した取組みが求められる。

2.2.3 企業

我が国では、2020 年の東京五輪・パラリンピック開催に向けて海外調達先、また少子高齢化社会を迎え増え続ける外国人労働者についての関連からも労働・人権・福祉などの問題を中心とする CSR（企業の社会的責任）の取組みが世界から注目されている。

また、SDGs には国際オリンピック委員会も策定に関与した経緯もあり、東京五輪・組織委員会からの調達では「入札者は SDGs に配慮する」ことが条件になっている。さらに、金融市場には CSR に努める企業を評価する ESG 投資の潮流があり、CSR を競争力につなげる大手企業が増えている。

なお、**“持続可能な発展”**と**“持続可能な企業経営”**の両立を図る取組みとして、“CSV”（共通価値の創造）と言う概念が提唱されている。

［備考］

(1) CSR（企業の社会的責任）

① ISO26000 の普及

CSR に関する行動基準は国ごとに異なっていたが、2010 年 11 月1日、ISO26000（社会的責任に関する手引）が発行されてから、急速に“CSR”に関する世界の共通言語とする国が増えており、企業において同規格が定める人権、労働慣行などの基準をクリアすることがグローバル展開を進めるうえで不可欠になっている。

これに伴って、国内でも大手企業からサプライチェーンに求められる CSR の取組みの考え方にも微妙に異なっていたが、ISO26000 規格を CSR 調達の基準として取組むことが統一化されてきている。

② ISO26000 と SDGs の関連

ISO26000 は、規格の「適用範囲」において「この国際規格は、組織の***“持続可能な発展への貢献”***を助けることを意図している。」（1.2.1.⑵①参照）と明記している。その意味からも ISO26000 は SDGs 実行のための重要な手引きということができる。

SDGs は目標の体系であり、一方 ISO26000 では SDGs を補完する実際の具体的アクション項目や取り組み方法などをガイドしているので、SDG Compass でも推奨しているように、ISO26000 を SDGs への取り組み実践に役立てるために有効活用することができる。

③ 中小企業における CSR 取組みの必要性

中小企業における CSR の取り組みについては、ISO26000 において「その実践において優先度の高い項目へと絞り込むなどの工夫を凝らすことにより、むしろ規模の小ささを活用し、トップの指示が徹底しやすくまた機動性に富むなどの優位性を活かすことで CSR の取り組みは十分可能であると言える（1.2.1⑵②参照）」との趣旨が記されており、中小企業の特徴を活かした活動を推奨している。

さらに、上記①の国際的な潮流において、下記の観点から近年中小企業にも CSR の取組みの必要性が高くなっている。

- 政治・経済のグローバル化
- 地球環境問題
- 投資における新評価制度
- サプライチェーンマネジメント
- ステークホルダーの視点
- ネット社会
- ISO26000 の発行

⑵ CSV（共通価値の創造）

CSV（Creating Shared Value）は、2011 年にハーバード大学のマイケル・ポーター教授が提唱する概念である。即ち社会的課題の解決と、企業の利益や競争力の向上を両立させて、社会と企業の双方に価値を生み出す取り組みのことで、社会的なニーズや問題に取組むことで社会的価値を創造し、その結果として経済的価値が創造されるという。

2.3 「SDGs・パリ協定」とKES

2.3.1 KESステップ2SR（3版）への改訂経緯

2.1及び2.2に示す通り国連における「SDGs・パリ協定」の採択により、**“持続可能な社会”**実現のため、「環境・経済・社会」の3側面を統合的に向上させる取組みが世界の潮流となっている。

企業は環境問題や社会問題といった社会的課題に挑戦することにより、従来のリスクへの対応のみならず、むしろリスクをチャンスに変えるための様々な発想や工夫、即ち**“持続可能な発展”**を自社の経営戦略に統合することによりビジネスチャンスやコーポレートブランドの向上に結び付け**“持続可能な発展”と“持続可能な企業経営”**の両立を図ることが重要となる。（もちろん、短期的に見れば支出のみが表面化する投資期間もあるが、長期的利益を生み出す源泉として考えることも必要となる。）

KESでは、既にISO26000の要素を導入した“KESステップ2SR（2版）”規格を発行し、多くの企業において活用されているが、“KESステップ2SR”発行当時のCSR取組み実態（詳細は、1.2.2⑵参照）から、ISO26000のメイン要素のうち、7つの中核主題の取り組みについては、「“4．環境”は必須とし、他の6つの中核主題はその組織の実情に従い、**“持続可能な発展”**にとって優先度の高い中核主題に焦点を合わせて任意の中核主題を選択可能」としたことから、選定された取組み中核主題が調達元の求める優先順位と異なる場合は「ISO26000 規格の趣旨との整合性が十分ではないのではないか？」などの指摘もあった。

そこで、「SDGs・パリ協定」が発効され、ISO26000が企業全体に浸透しつつある実情から、改めて「環境経営マネジメントシステム」の機能を向上させるために、「“4．環境”を含めた7つの中核主題すべてを取り組む」とともに、SDGs の特徴を活かし、社会的課題の解決が本来業務につながる、即ち社会的課題を経営戦略に統合した取組みを促進するために規格改訂を行うこととした。

2.3.2 KESステップ2SR（3版）の特徴

⑴ ＥＭＳ、CSR及びSDGsのメイン要素導入・統合

KES ステップ2SR（3版）は、下記の通り既存の KES ステップ 1 及び2（ISO14001）、KESステップ2SR（ISO26000）、そしてSDGsそれぞれのメイン要素を導入し、統合した規格である（概要は、図1参照）。

ISO14001（ＫＥＳステップ1及び2）：***「環境マネジメントシステム」***

ISO26000（ＫＥＳステップ2ＳＲ）：　***「社会的責任に関する手引」＝CSR***

①7つの中核主題の取組み　（2.3.1 参照）

②社会的課題：7つの中核主題、36の課題、約230の行動及び期待　（1.2.1⑵参照）

SDGs（SDG　Compass）：　***「持続可能な開発目標」***

①取組みのステップ（マネジメントシステム）　（2.1.1⑵[備考]①参照）

②優先課題の決定・目標設定　（2.1.1⑵[備考]①②参照）

③社会的課題：17ゴール、169ターゲット　（2.1.1⑴②参照）

⑵　CSR と SDGs の関連

大きな社会変化を目指す SDGs の目標は世界的課題であり、自社の日常業務目標との接点をイメージすることは難しい。即ち SDGs は目標の体系であり、一方の ISO26000 は SDGs を補完する実際の具体的アクション項目や取組み方法などをガイドしているので、ISO26000 は SDGs 実行のための重要な手引きということができる。

したがって、SDG　Compass でも推奨しているように、ISO26000 を SDGs への取組み実践に有効活用することとした。

⑶　＜SR 課題・環境改善目標＞の考え方

KES ステップ２SR（３版）は、“環境経営マネジメントシステム”を実現するためのツールである。

したがって、図１に示す通り“社会的課題の解決と企業の成長の両立”を図るため、＜SR 課題・環境改善目標＞設定については、下記の点を考慮して行う。

①　社会的課題

社会課題は、下記を参照する。

- ISO26000：７つの中核主題、36 の課題、約 230 の関連する行動及び期待
- SDGs：17 ゴール、169 ターゲット
- 環境省＜環境基本計画＞：環境・経済・社会の課題（2.2.1 参照）

②　目標設定アプローチの考え方

＜SR 課題・環境改善目標＞の設定に際し、図１最下段の“分数式”において、SDG Compass の「目標設定アプローチ」（2.1.1⑵[備考]②ｉ参照）を活用することを推奨する。

・ネガティブ・インパクト（負の影響）の最小化（図１における“分母”）

“社会へのマイナス影響の抑制”、即ち従来のリスク対応に関する＜SR 課題・環境改善目標＞については、「いま、何ができるか」という現状から“インサイド・アウト・アプローチ”でフォローすることになる。

（この＜SR 課題・環境改善目標＞は、基本的な取組みとして重要であるが、“インサイド・アウト・アプローチ”で目標を決めてしまうとイノベーションも生まれ難いし、SDGs への貢献は限られたものになってしまう可能性がある。また、一定期間の取組みが経過するとパフォーマンスが飽和状態になることがある。）

・ポジティブ・インパクト（正の影響）の強化（図１における“分子”）

“プラスの付加価値を有する製品・サービスの創造”、即ち社会的課題に挑戦することによってリスクをチャンスに変えるための＜SR 課題・環境改善目標＞については、システムのさらなる向上、及び**“持続可能な発展”と“持続可能な企業経営”**へのチャンスとして「将来、何を達成すべきか」と想像力を働かせて将来の到達点をベンチマークに設定し、“アウトサイド・イン・アプローチ”で高い目標を掲げて、“バックキャスティング”手法で取り組むことが有効である。

また、具体的取組みにおいては“CSV”（2.2.3[備考]⑵参）を参考にすることもできる。

③　影響領域の特定

各企業が**“持続可能な発展”**に影響を及ぼす最大の環境的・社会的な影響は、企業が所有又は管理する資産の範囲を超える可能性がある。最大の事業機会は、バリューチェーンにおいて、その企業の活動範囲よりも上流若しくは下流に存在しているかもしれない。従って影響の評価と優先課題を決定するための出発点として、供給拠点・調達物流から生産・事業を経て製品の販売・使用・廃棄に至るバリューチェーン全体を考慮することが有効である。

図２に、バリューチェーンをマッピングした事例を示す。

なお、この場合重要な点は、自社の取組みがSDGsのどの目標に該当するのかを分類して当てはめてしまうことにより、単なる現状追認にならないよう注意することである。

⑷　＜SR課題・環境改善目標＞達成のための取組み

SDGsの世界的に大きな目標達成のために、ISO26000のガイドに従い、７つの中核主題の＜SR課題・環境改善目標＞を設定し、SDG Compassの「取組みのステップ」を参考にし、具体的にはマネジメントシステムの手法を活用し、取組みを進める。

表２に、ISO26000のガイドに沿った＜SR課題・環境改善目標＞と「関連するSDGs目標の設定事例を示す。

以上

[図1] 社会的課題の解決と企業成長の両立

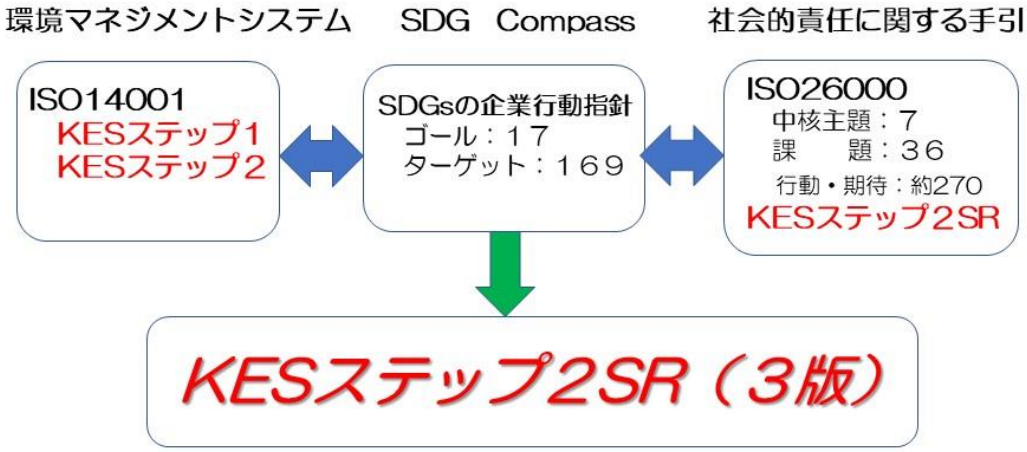

[SR課題・環境改善目標設定の考え方]

＜社会課題を解決する＞プラスの付加価値を有する製品・サービスの創造（将来、何を達成すべきか）

＜事業活動で発生する＞社会へのマイナス影響の抑制（いま、何ができるか）

[図2] バリューチェーンにおけるSDGｓのマッピング（例）

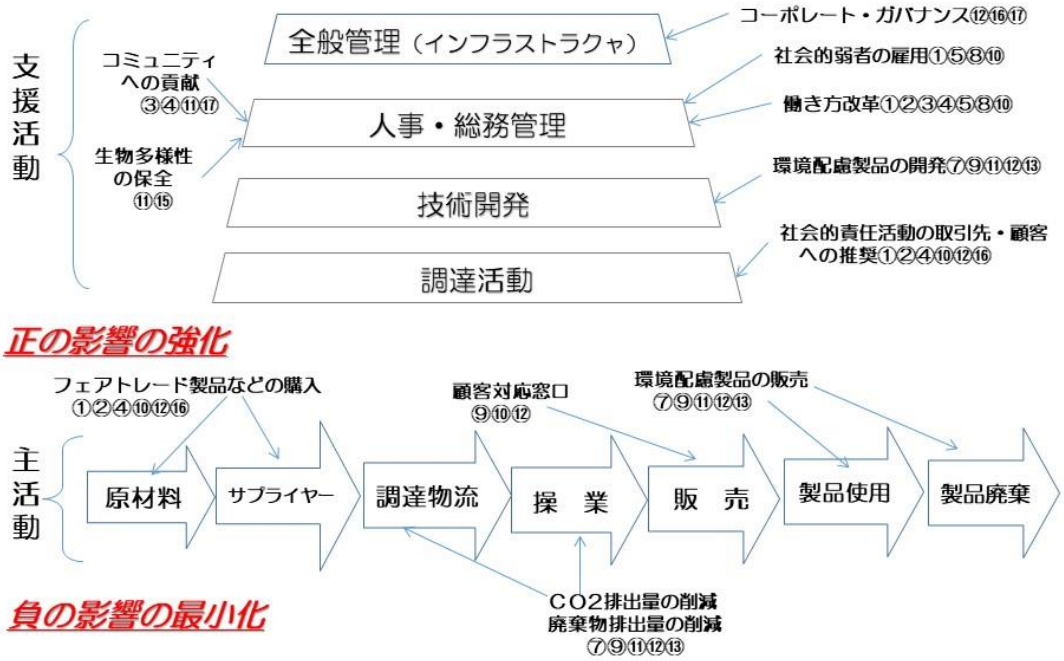

出典：SDG Compass (https://sdgcompass.org/)に加筆修正

［表１］　表２―社会的責任の中核主題及び課題

中核主題及び課題	掲載されている細分箇条
中核主題：組織統治	6.2
中核主題：人権	6.3
課題１：デューディリジェンス	6.3.3
課題２：人権に関する危機的状況	6.3.4
課題３：加担の回避	6.3.5
課題４：苦情解決	6.3.6
課題５：差別及び社会的弱者	6.3.7
課題６：市民的及び政治的権利	6.3.8
課題７：経済的，社会的及び文化的権利	6.3.9
課題８：労働における基本的原則及び権利	6.3.10
中核主題：労働慣行	6.4
課題１：雇用及び雇用関係	6.4.3
課題２：労働条件及び社会的保護	6.4.4
課題３：社会対話	6.4.5
課題４：労働における安全衛生	6.4.6
課題５：職場における人材育成及び訓練	6.4.7
中核主題：環境	6.5
課題１：汚染の予防	6.5.3
課題２：持続可能な資源の利用	6.5.4
課題３：気候変動の緩和及び気候変動への適応	6.5.5
課題４：環境保護，生物多様性，及び自然生息地の回復	6.5.6
中核主題：公正な事業慣行	6.6
課題１：汚職防止	6.6.3
課題２：責任ある政治的関与	6.6.4
課題３：公正な競争	6.6.5
課題４：バリューチェーンにおける社会的責任の推進	6.6.6
課題５：財産権の尊重	6.6.7
中核主題：消費者課題	6.7
課題１：公正なマーケティング，事実に即した偏りのない情報，及び公正な契約慣行	6.7.3
課題２：消費者の安全衛生の保護	6.7.4
課題３：持続可能な消費	6.7.5
課題４：消費者に対するサービス，支援，並びに苦情及び紛争の解決	6.7.6
課題５：消費者データ保護及びプライバシー	6.7.7
課題６：必要不可欠なサービスへのアクセス	6.7.8
課題７：教育及び意識向上	6.7.9
中核主題：コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	6.8
課題１：コミュニティへの参画	6.8.3
課題２：教育及び文化	6.8.4
課題３：雇用創出及び技能開発	6.8.5
課題４：技術の開発及び技術へのアクセス	6.8.6
課題５：富及び所得の創出	6.8.7
課題６：健康	6.8.8
課題７：社会的投資	6.8.9

出典：ISO26000　社会的責任に関する手引（2010）

［表2］KESステップ2SR＜課題・改善目標＞（例）

中核主題	SR課題	当社の取組課題	SR課題・環境改善目標	関連するSDGs目標
組織統治	組織が社会的責任を果たすために有効な意思決定の仕組みを持つこと	誠実かつ倫理的な行動規範の順守・促進	社外専門家の活用	12：生産・消費、 16：平和、17：実施手段
人権	差別及び社会的弱者	社会的弱者の雇用促進	障がい者雇用の促進	1：貧困、 5．ジェンダー 8：成長・雇用、10：不平等
労働慣行	労働条件及び社会的保護	働き方改革	法定内時間外労働の順守	1：貧困、2：飢餓、3：保健、4：教育、5：ジェンダー、8：成長・雇用、 10：不平等
環境	汚染の予防	廃棄物排出量の削減	産業廃棄物発生量の削減	9．イノベーション、12：生産・消費
	持続可能な資源の利用	環境配慮製品の製造・販売	環境配慮製品の開発	7：エネルギー、9：イノベーション、11：都市 12：生産・消費、13：気候変動
	気候変動の緩和及び気候変動への適応	CO2排出量の削減	電力使用量の削減	7：エネルギー、9：イノベション、11：都市、13：気候変動
	環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	生物多様性の保全	希少植物の保全回復（KESエコロジカルネットワーク）	11：都市、 15：陸上資源
公正な事業慣行	公正な競争	社会的責任活動の取引先・顧客への推奨	フェアトレード製品などの購入（「調達方針」に明記）	1：貧困、2：飢餓、4：教育、10：不平等、12：生産・消費 16：平和
消費者課題	公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行	積極的な情報開示	顧客対応窓口の設置	9：イノベーション、10：不平等、12：生産・消費
コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	コミュニティへの参加	コミュニティへの発展に貢献	地域清掃活動への参加（KESC）	3：保健、 4：教育、11：都市、17：実施手段